

山形県青少年健全育成条例の一部改正の概要

1 理 由

民法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。

2 内 容

(1) 青少年の定義における成年擬制の削除

条例第3条第1号の青少年の定義について、婚姻による成年擬制に関する規定を削除するもの。

(2) 経過措置の設定

民法の経過措置により成年に達したものとみなされる者については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日